

特定建設業許可の新規・更新・追加に係る財産的要件チェックシート

商号名 _____

許可番号 沖縄県知事許可 第 号 (般一〇又は特-〇は省略)

決算期 (決算期末到来の新設企業は創業年月日)

令和 年 月 日

財産的要件

建設業法第15条に基づき、特定建設業の許可を受けるためには、許可申請日の直前の決算期の財務諸表で次の①～④全てを満たしていかなければなりませんので、次の①～④に直近の財務諸表から入力してください。

なお、薄いブルーの枠には計算式が入っていますので入力しないでください。

①資本金額	<input type="text"/> 千円	判定 <input type="checkbox"/>				
②純資産合計額	<input type="text"/> 千円	<input type="checkbox"/>				
③流動比率 流動資産	<input type="text"/> 千円	/	流動負債	<input type="text"/> 千円	= <input type="text"/> %	<input type="checkbox"/>
④欠損額	繰越利益剰余金の額 <input type="text"/> 千円					<input type="checkbox"/>
<p>↓</p> <p>繰越利益剰余金が負であった場合は次の式で判定</p>						
$\begin{array}{c} \text{繰越利益剰余金額} + \text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他利益剰余金} \\ \text{千円} \quad \text{千円} \quad \text{千円} \quad \text{千円} \\ = \text{欠損判定額} \\ \text{千円} \end{array}$						

※欠損判定額が負ならば欠損あり

$$\begin{array}{c} \text{資本金の額} \\ \text{千円} \times 20\% = \text{千円} \end{array}$$

欠損額: 資本金の20%以下

判定の欄が〇のみであれば、財産的要件を満たしています。

×がある場合は、その×がある箇所が①のみであれば申請日までに条件を満たせば財産的要件を満たせます。
①以外の箇所について×がある場合は、財産的要件を満たさないため、特定建設業の許可はありません。

◇財産的要件を満たしていない場合の更新はどうなるの？

財産的要件を満たしていない場合、特定の許可だった業種について引き続き許可をとりたい場合は、一般建設業の許可でとり、特定は廃業することになりますが、財産的要件を満たさなかったことのみを理由とする場合は、許可の有効期間までは特定建設業の許可が生きることになります。